

令和3年度事業報告

(令和3年7月1日～令和4年6月30日)

今年度もコロナ禍が継続し、今年度の売り上げは昨年度比15%の減少となった。そのような中でも、業務受託計画のうち、継続的受託業務として、県土整備事務所関係では、朝霞県土、東松山県土、県関係では企業局、市町村では入間市役所からの発注がそれぞれ大きなウエイトを占めた。

また長期相続登記等未了土地解消作業受託業務（以下、「長期相続」という。）としては470件を落札し、調査を完了した。売り上げの半数近くを長期相続で占めており、市町村等からの委託は前述を除いて減少しており、委託のある地域は限られてその地区の社員で処理を継続する業務が大半を占めた。

さらに公共用地確保に関する受託業務として、首都高速道路株式会社からの業務を新規に受注し、大宮・浦和地区社員を中心に業務処理を行っており。これは令和4年度以降も継続中である。

入札参加によって落札できる業務については、価格の低下を招いており、今年度は①UR東日本都市再生機構及び②荒川上流河川事務所を落札できたが、3割での処理となっており売り上げには貢献しているものの処理を担当する社員に大きな負担がかかった。令和4年4月に利根川上流河川事務所に関して4割で落札し、同年6月に長期相続200件を落札できたものの、UR及び荒川上流に関して他団体がかなりの低価格で落札する結果となっている。令和4年度の長期相続は、埼玉県内でも他団体の入札があったが、当協会がなんとか落札し、公嘱協会が入札しない他地域に絞って別途入札を試みたところ、埼玉の入札価格では完敗の結果となった。落札者に司法書士法人及び調査士法人が多く見受けられるのが昨今の傾向と言える。

次に業務開発活動及び組織運営としての広報事業については、コロナの勢いは未だ収まらず、役員会等の会議はWEBにより行ったが、公益活動として計画していた講演会や社員

向け研修会の開催は今年度も見送ることとした。そのため、それに代わるものとして市町村向けのリーフレットを作成し、同時期に作成された全司協のカラーリーフレットも活用して、各理事において地元市町村に配布等してPRに努めた。広報活動として、同リーフレット等を当協会ホームページに掲載して活用した。

理事を4つの班に分け規程等の見直し作業に取り掛かかったものの、特に改正の必要な規程を抽出して問題点を確認するに留まっている。